

警察難民を避けるために、その前にも受け付けをする。ことが出来るという  
うことでございます。

○大項につきましては非常に長い附則でございますが、要約して説明  
申し上げますと、四十七年一月一日から同年二月十九日までの間に支給  
要件に該当するに至った者又はその額の増額改訂を必要とする  
事由に至った者が四十七年三月三十一日までに認定申請した者は、その該当  
する翌月より支給するようの特例でございます。

○七項につきましては、児童手当法第五条の児童手当額について  
ますが、国と重複するいわゆる一般児童手当と同一でございますが、  
これは支給しないということでございます。

別表につきましては第八条六項で障害児の範囲を定めたもの  
でございます。これは現行条則と変わりないわけでございます。

以上難民は説明でございますが、原案を慎重にご審議くださ  
いまして、原案とおり決定されることをお願い申し上げます。説明  
明にかえさせていただきます。

議長（米次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本会に対する質疑を終わります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上で質疑を終わります。

○（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十一号については原案委員会に  
付託し、審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） おわかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛  
成者を得て、本会では原案委員会に付託し、審査せしめられたいという  
動議が提出されましたが本動議のとおり決まるに異議ありません  
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） 以上異議なしと認めます。よって議案第六十一号は原  
案委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（米次性男君） 日程第六の議案第六十二号児童手当等の即成に関

する条例を議題といたします。

議長 議事録を以て議案の朗読をいたさします。

(須崎議長朗読) 省略

議長 (末次男君) 朗読を終りました。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長 森田武君登壇)

市民課長 (森田武君) この指名によりまして議案第六十二号火葬費等の即成に関する条例の提案理由と内容のご説明をいたします。強民が死亡した場合火葬費等に要する費用を市がもつて強民の負担を軽減しようとするもので、狭小火葬場組合の構成市所のうち、すでに相対所と瑞穂所では無料に譲り切つております。

では条例の説明を申しあげます。

第一條はこの条例の目的を規定してゐるわけでございますが、内容は火葬場の使用料、それから霊柩車の運搬費を即成することと目的として規定してございます。



第二條は即成する対象を定めたもので、そのうちの第一号は福生市に居住してゐる市民で、強民登録をしてゐる者、それから外国人登録をしてゐる者、これらが対象となるわけでございます。第二号は第一号に規定してゐる者のうち、妊娠四月以上の死産を出産した場合、死産児を産んだ婦人についても即成することでございます。第三條は即成を受ける者を定めたもので、火葬場組合の規約が、この火葬場の届出に関する規程が七条による届出義務者で、これは死亡届又は火葬場の届出を指してゐます。その届出人は同居の親族とかあるは他の同居人あるは産婆等がこれに該当するわけで、親族等があるは産婆等が即成を受ける形になると思ひます。

第四條は即成の方法を定めたもので、火葬費等の金額を即成することとし、第二項でその金額は狭小火葬場組合において定めてある使用料、運搬費をもとに算定するものであります。ただし、運搬費については死亡者の火葬の場所から狭小火葬場までの距離によつて算定するということでございます。リースによつ



○チ(番)伊東中心次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が六十九号については厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(賛成と呼ぶ者あり)

議長(末次快男君) おぼかりいたします。ただいま伊東中心次郎君から所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し、審査せしめられたいとの動議が提出されましたが本動議のとおり決する事にご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(末次快男君) ご異議なしと認めます。よって議案が六十九号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

議長(末次快男君) 日程が六議案が六十九号福生市都市公園条例を議題といたします。

議長議長を以て議案の朗読をいたします。

(須崎議長議長朗読) 省略

議長(末次快男君) 朗読を終りました。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長古谷徳男君

(建設課長古谷徳男君登壇)

建設課長(古谷徳男君) 議案が六十九号福生市都市公園条例について提案理由の説明を申し上げます。

福生市には現在九つの都市公園がございますが、その管理運営等について必要は事項を別定しようとするものでございまして、この都市公園という事でございしますが、都市公園法に基づき都市公園といふことによりまして、この都市公園の定義を申し上げますが、要するに都市計画法の規程によつて指定された都市計画区域内において地方公共団体の設置する公園もしくは、緑地を称して都市公園といふことによりまして、福生の場合には全部いまの公園は都市公園といふこととでございます。

条例に入りまして逐条的に説明申し上げます。

中一条はただいま申しあげました都市公園法に基づき福生の公園に

つての必要は事項を定めまして適正な利用、市民の健康の増進に寄与するということを目的としたものでございます。

第八条につきましては公園の名称と位置——別表にございます九カ所でございます。

第九条は有料施設の特別でございますが、公園の中に現在福生緑地——要するに柳山公園の中には市営の水泳場がございます。それから市営の福生公園の中に市営の野球場、加美平公園にやはり野球場、こういったものがございまして、このようにしてはそれ以外設置と管理条例がございますので、その条例を適用することにいたしますので、ここでは有料施設として省いております。第四条でございますが、行為の制限でございます。公園内においては次の条へ号から第五条号に掲げる行為をしようとする場合には許可を受けなければならぬということ、第六条は、こういうものは市長の許可を受けなければというところでございます。第七条と第八条でございますが、第八項はこの系統でございます、申請書を出しなさいという、第九項にはおきましては申請の内容に支障のあった

場合には、その変更の事項を書いた申請書をそこに提出しなさいということでございます。

第四項につきましては、第九項と第十条の許可を市長が与えることのできる条文でございます。第五条につきましては、

第四項までの許可の中で、公園の管理に必要な場合はいろいろ条件を附して許可することのできるという条文でございます。

第六条につきましては禁止行為を列挙しあるわけでございますが、おへ号から第五条号までの行為を公園内ではいけません、とでございます、そのほか第六条号にございまして第五条号までに定めただけ、風致を害し、又は管理に支障のある行為をすることを禁止されております。

第七条につきましては使用の取消等でございますが、天災、地震、戦争の理由によりまして、やむを得ない場合には使用の禁止、または制限することのできるというところでございます。

第八条は譲渡及び転貸の禁止でございますが、第四条の制限の行為をする場合に許可を受けるわけでございますが、その許可を受けた者は使用権を他人に譲渡したりもしくは転貸することを禁止して

ございます。

又八条は監督処分でございますが、これは許可された条件その他公園の使用につきまして違反した者につきましては、こういった公園の中より退去もしくは行為を中止せよというふうな処分関係でございます。

又九条は文入り検査でございますが、管理上必要である場合には公園の立入りを許可した物件など、使用の場所に立入り検査をして質問することになります。又八条につきましては、その場合には職員の方からいった証書を持ちましてそれを提示するということになります。

又十条は原状回復の義務でございますが、これは使用の終了あるいは中止のときに原状に復して返すと、又十一條の關係は損害賠償の義務でございます。公園を使用した場合に、施設を損壊したときは、その租税の賠償をいふこと、ただし、やむを得ない事由があると認められた場合には損害額を減額もしくは減免の方途もあるということでございます。

又十二条につきましては罰則規定でございます、又四條又八條

の行為の制限を指しております。

そのことでございます。

又三條というのは禁止の行為の關係、又八

條は監督処分との關係、こういった規定にしまして、みだりに違

反した者に対しては一月以下の過料に処すと、最後に委

任の關係でございますが、これは必要な事項は都市公園条例

の施行規則で定める。

附則につきましては一月一日から施行したいと、以上でございます。

別表につきましては名称をつけてございますが、福生緑地柳山公

園はご存知だと聞いています。

福生公園は牛浜の野球場のある

ところの公園でございます。

熊川公園は熊川神社のところの公園

でございます。武蔵野台公園は武蔵野台の区画整理の中の段

上の利用前との境のほうに東横フリートのそばにある公園でござ

います。武蔵野台東公園は武蔵野台の東にあるということでは

東公園といたわりでございますが、これはヒメリン化家のちやうと号

前にある公園でございます。武蔵野台南公園は登記所の

上でございますが、坂を上がっていったところにある公園でございます。

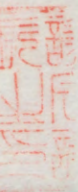
加美平公園は中平中学校の前のグラウンドにある公園でございます。  
加美平東公園は中平小学校の——こちらからいくとすぐ手前  
になります。そこにある公園でございます。加美平北公園は、  
やはり加美平の二二二号と青森線の間にある公園で将来二  
六七号が其の交差点になつてくるそばにある公園でございます。  
以上簡単でございますが説明を終わらせていただきます。  
よろしくご審議のうえ原案とおりご決定あらんことをお願いい  
たします。

議長（米次陸男君）以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑をいたします。

○八番（貫井善次郎君）これはもう施行規則で定めるところになると  
思いますが、申請書は使用する前にどのくらいの日数  
をわけて出すように施行規則で定められるのか、きょう出さ  
きょう許可になるというふうなことはないと聞いていますし、  
そういう内容を検  
討し許可するとはいかということか決まる場合が起ると聞いていますの  
で、当初申しあげましたように、施行規則でいうことは決まると

福生市議会



思いますけれども、使用する日の何日前までに申請書を出すのか。

○建設課長（五谷徳男君）使用の届出でございますが、現在公園の使用  
については建設課のほうで、公園の野球場等の使用届等野球場  
については市民課でございますが、こういった届出につけて事務  
をやってるわけでございますが、大森公園の使用につきましても使  
用の期限ということにつきましては届出の何日前ということはないか  
はわかりませんが、やはり申し込めばある順序ということでは、  
公園は大森の人を利用したいということもありますので、  
ありとすれば工事なり地で支障のない限り使用を許可するつもり  
でございます。

（了）解（と呼ぶ者あり）

○議長（米次陸男君）以上で質疑を終ります。

○八番（伊東忠次郎君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案が六二二号については建設委  
員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）おほかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は建設委員会に付託し、審査せしめられたいし向の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに同意ありませんか。

（「同意なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よって議案第六十三号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

議長（末次性男君）暫時休憩いたします。

午後七時三十分 休憩

午後八時三十分 開議

議長（末次性男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日議第六十七議案第六十四号福生地区消防組合規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。

福生市議会

総務課長 高水永君

（総務課長 高水永君 登壇）

総務課長（高水永君）ご指名がございますので議案第六十四号について説明申しあげます。

本案につきましてはかねてより、冒初旬に福生地区消防組合消防本部庁舎が落成いたしました。従来東京都消防本部の事務が八番地に本部が設置してあったわけでございますが、事務所が移転したとしまして現在の場所でございます東京都福生地区福生七十八番地に本部の設置を改正しようとするものでございます。附則につきましては、知事の許可があった日から本規約を施行いたします。冒初旬にさかのぼって適用するということにあらざる次第でございます。

よりしく慎重で審議のうえ原案どおりご可決くださるようお願い申しあげまして、ほはば簡単でございますが説明にかえさせていただきます。

議長（末次性男君）以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を終わります。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○伊東忠次郎君　この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十四号については本委員会付託の  
よむ討論を省略し、原案どおり可決せんことを賛成します。

(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(永次性男君)　おわかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所  
定の賛成者を得て本案は委員会付託のよむ討論を省略し、  
原案どおり可決された。この動議が提出されましたが本動議のよ  
り決することに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(永次性男君)　ご異議なしと認めます。よって議案第六十四号は原  
案どおり可決いたしました。

○議長(永次性男君)　日程第六十八議案第六十五号昭和四十六年度福山市(一般  
会)計補正予算(第二号)を議題といたします。

福 生 市 議 会



朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。助役  
篠崎俊夫君

(助役篠崎俊夫君登壇)

○助役(篠崎俊夫君)　議案第六十五号昭和四十六年度福山市(一般会)  
計補正予算(第二号)について説明を申し上げます。

本年度の一般会計予算については、議会改選前の年度当  
初に千三百八十九万四千九百円にのぼる当初予算の議決をいただき、  
その後議会改選後の六月に六百六十六万四千九百円という不規模補正予算  
のご議決をいただいたので、本年度もすむに千九百八十八万六千九  
百円にのぼる財政収支の見通しも  
とれおりますが、昭和四十六年度における財政収支の見通しも  
ようやく明確となりつつありますので、こゝで総額千三百八十八万六千九  
百円にのぼる比較的大型の補正予算案を編成し、議会に提出申  
しあげることとした次第でございます。

まず今次補正予算案の編成方針についてでございますが、  
今次予算案の編成にあたりましては一般職員および特別職  
員の給与改定に必要経費、幼稚園に対する教育費の軽



減に要する経費、私立保育園に対する公立保育園との格差の解消に必要なる助成費、一般市道改修に要する経費、本年度当初予算に引き続きまゝの市民体育館の建設に要する経費等をここに取りまとめ計上いたしますとともに、なお現時点では、まだ正式決定を見ておりません人事院勧告にもとずく本年度へ般職員ベースアップに必要なる経費概算三千四百万円、地方交付税をもつて国から財源措置を予定される本年度土地開発基金の積立に必要な経費三千万円等につきまゝは、今回はいずれも予算の計入を見合わせることにし、そのかわり収入予算案におきましても市税の増収見込分約三千万円、地方交付税の増収見込分約三千万円、その他若干とも合計七千万円を下回る金額はより財源確保することといたしまして、その措置は今後の補正に待つこととした次第でございます。

又、この予算の編成方針についてのご説明を終らせていただきます。具体的には予算書の説明にゆだねさせていただきます。

予算書の表紙をおめくりいただきますと、おへページには予算

総則が記載してございますが、説明を省略し、おのページから記載してございますおへ表紙に入ります予算補正のうち、まず収入について説明を申し上げます。

収入につきましてはおへ款市税以下四款地方交付税収入までは増収見込分を若干の財源確保といたしまして、今回は、今回は予算の追加はなく、おへ款交通安全対策特別交付金収入以下を原則として補正した次第でございますが、そのうち補正金額の多い科目をご説明申し上げますと、次のおへ款分担金及び負担金においては、西の衛生組合が本年度施行いたしますじん芥処理施設の増設にかりまゝ、国から財源措置される二市二所に対する分配金の福生の取り分一千九百万円を計上し、なおおへ款都支出金においては、南公園整地補助金一千万円をはじめ、合計二つの種類の都支出金を合わせて二千百三十万六千円を計上し、なお、次のおへ款繰越金においては前年度の決算による精算繰越金の未計上分四千三百八十四万円を計上しようとするものでございます。おへ款諸収入につきましては本年度競輪